

令和 8 年度第 2 回
新宿区外部評価委員会第 1 部会 会議概要

＜開催日＞

令和 8 年 7 月 3 0 日（木）

＜場所＞

本庁舎 5 階 大会議室

＜出席者＞

外部評価委員（5 名）

竹内真雄、戎井一憲、風間義民、大川内初実、大西秀明

区職員

事業所管課（7 名）

三浦危機管理課長、白井地域医療・歯科保健担当副参事、岩瀬道路課長、
小川景観・まちづくり課長、蓮見防災都市づくり課長、竹内建築指導課長、
鈴木建築調整課長

事務局（3 名）

林副参事（特命担当）、西崎主査、久住主査

＜開会＞

【部会長】

お疲れさまです。時間になりましたので、ただいまから第 2 回新宿区外部評価委員会第 1 部会を開催いたします。

本日は、事業所管課へのヒアリングを実施します。

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本日の配付資料について確認させていただきます。

その前に、本日の会場はワイヤレスマイクが 5 本ということで限りがございますので、ヒアリング中のマイクの配分なんです、部会長に 1 本、委員の皆様 2 名につき 1 本、理事者側に 2 本というふうにさせていただきたく思います。お手数をおかけいたしますが、ご発言の際にはお近くの方同士でマイクをお渡しいただくなど、ご協力をお願いいたします。

では、皆様のお手元の資料を確認させていただきます。最初に、本日の次第を A4 の 1 枚でお配りしております。続いて、前回と同様、外部評価チェックシートをお配りしております。こちらは前回と同様、メモ用紙としてご活用いただければと思います。最後に、参考資

料：ヒアリング時の質問リストをお配りしております。本日のヒアリングで使用する事前質問を質問順にまとめた資料となります。

過不足ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の配付資料の確認は以上となります。

【部会長】

それでは、ヒアリングを実施します。外部評価委員は、テーマごとに委員会を3つの部会に分けており、この第1部会のテーマはまちづくり、環境、みどりになります。

私は外部評価委員会第1部会長の竹内と申します。また、部会の委員は私から見て時計回りに戎井委員、風間委員、大西委員、大川内委員になります。

本日は防災対策の強化、ハード防災対策及び区の災害時の体制強化というテーマで、区における防災対策の取組のうち建築物耐震化等のハード防災対策や、区の災害時の体制強化など、主に防災まちづくりに関係する計画事業と経常事業を中心にヒアリングを行います。

それでは、進行の詳細について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

本日の進行についてご説明いたします。事務局を通じて事前に委員の皆様及び区の所管課にお伝えしてある質問を基に、部会長の進行の下、質疑応答を中心に進めてまいります。なお、本日のヒアリングは前半、後半の2部構成で進行させていただきます。質問19番まで終わりましたら、出席職員の入替えのため5分程度、休憩時間をいただく予定です。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

所管課の皆様は、参考資料に記載されている質問について回答をお願いします。委員の皆様は所管課からの回答を受け、確認あるいは追加質問したい内容がある場合は、ご発言をお願いします。所管課の皆様は、それらの質問に対してもできる限りこの場でのご回答をお願いします。なお、質疑応答が時間内に終了しなかった場合や、この場での回答が難しい質問があった場合には、文書で追加質問する場合がありますので、よろしくお願いします。

質疑応答は、参考資料の質問番号順に進行いたします。所管課の皆様は、担当事業の質疑応答が終わりましたら、部会長の案内に従って順次ご退席をいただきます。

説明は以上となります。

【部会長】

進行等について何か質問はありますでしょうか。

それでは、事業所管課の皆様は参考資料に記載されている質問について質問番号順に回答をお願いいたします。

最初に、通番1の経常事業363、災害医療体制の充実について、ご回答をお願いいたします。

【地域医療・歯科保健担当副参事】

着座にて失礼いたします。地域医療・歯科保健担当の白井でございます。私から回答させていただきます。

ご質問でございますが、緊急医療救護所は8か所設置されている一方で、開設・運営訓練は3か所にとどまっている。残り5か所について、今後どのように訓練や研修を進めていくかというようなご質問でございます。

新宿区におきましてはこれまで、区内の10か所の学校に併設した避難所に医療救護所を開設するという事で長年進めてまいりました。しかしながら、全国の様々な、熊本の地震がついに先日起きましたけれども、これまでの様々な災害の状況を踏まえて見ますと、まず、患者の方々は病院を目がけて集中していくと。医療救護所というよりは、まず病院に行ってしまうと、病院が重症者を診るべきところであるにもかかわらず、非常に人が集まってくることによって混乱してしまったというようなことがございました。また、自治体の医療救護所につきましては、新宿区もそうでございますが、医師会の医師の先生方等に医療救護のほうをご協力をお願いしているところですが、やはり集まってくるまでにどうしても時間がかかったというような様々なことがございまして、東京都の災害医療救護活動ガイドラインの中でも、病院の前ですね、門前等に緊急医療救護所というのを立ち上げて、命を救う72時間について、およそ3日間の医療救護活動をそういった形で行うようにというようなことが示されております。それをもちまして、新宿区におきましても昨年の12月15日をもちまして、区内の8か所の病院の前の敷地内等に緊急医療救護所を立ち上げるというふうに体制を変えたところでございます。そういった状況の中での訓練になります。

まず、ここ数年で緊急医療救護所の立ち上げについて準備をしてまいりましたので、令和6年度には緊急医療救護所を開設する病院の中で、それも5か所にとどまりましたが、医師会の先生方に見学をしていただいたりとかしながら、これから緊急医療救護所でどのように活動していけばいいかということを病院の先生方、それから医師会の先生方等とシミュレーションをしてきました。また、令和7年度につきましては10月と、また年明けて今年の2月に行っているところなんですけれども、まだ12月に開設というか設置の準備ができたという中での訓練になりまして、3か所の病院で実施をしたところです。具体的には、慶應義塾大学病院様、東京女子医科大学病院様、JCHO東京山手メディカルセンター様の3か所で行ったところです。

そちらで行った訓練につきましては、これまでも行っていたような、トリアージといいまして、重症度を選別していくような、判定していくような訓練であったり、そのほか、ここにあります開設訓練を行いました。非常にその開設訓練が有用でございまして、トリアージの訓練であったり、また応急処置については、日頃から医師会の先生方がやっておられることでもあるので、まずは各病院でどのように緊急医療救護所を立ち上げるかということが非常に重要だということが分かりました。

ご質問にもありますけれども、まず今年度は8か所のうち、残りの5か所について訓練を行う予定でございます。既に2か所は終わっているところなんですけれども、その訓練の中では開設訓練を中心に今、行っております。お示ししたように、医療資器材等につきましても、その病院の近くの備蓄倉庫であったり、病院の中であったり、備蓄していただいて

おりますので、まず、どこにその物資があるか、それを確認して、区の職員や医師会の先生方も含めて、従事者がそこから救護所となるところまで物を運んできて、受付からトリアージの場所、治療を行う場所、処方を行う場所というのをセッティングしまして、最後にお帰りいただくと。また、その中で中等症以上の重症な方がいらっしゃった場合には、これまでと違って病院のすぐのところで行っておりますので、すぐに病院の中に搬送することができて、早くに診ていただけるというような体制を組むようになっております。そういった訓練を病院、そして医師会、歯科医師会、薬剤師会、また訪問看護ステーション連絡会様とも協定を結んで看護師さんにも参加していただいて、現在訓練を行っているところでございます。

ということで、令和 7 年、8 年度で全ての病院を 8 か所、訓練を行っていくわけなのですが、今後この 8 か所を計画的に訓練を行い、さらに、体制が組まれましたらトリアージ、そして応急処置、処方というところの流れが順調に行くような訓練をしていきたいと考えております。また、今回訓練を行うことで、全ての病院で行うマニュアル、また、それぞれの病院で勝手が違ってまいりますので、それぞれの病院に合わせたマニュアルを作成して、誰が行ってもできるだけ円滑に医療救護活動ができるように備えてまいり予定でございます。

ご説明は以上になります。

【部会長】

ありがとうございました。それでは、この問題について追加でご質問のある方、いらっしゃるでしょうか。

では、質問 1 についてはこれで終了になります。ありがとうございました。ここで地域医療・歯科保健担当副参事はご退席いただいて結構です。ありがとうございました。

続きまして、通番 2、計画事業 27、被災者生活再建支援体制の強化についてお願いいたします。

【危機管理課長】

いただいた質問が、令和 7 年度に予定していた震災復興マニュアルの改定を令和 9 年度へ延期しているが、計画どおりと評価した理由について伺うということでございます。

回答させていただきます。今回のテーマの被災者生活再建支援体制の強化につきましては、7 年度の実績といたしまして、この震災復興マニュアルの改定のほかに、応急危険度判定システムの導入や応急危険度判定研修の実施、住家被害認定調査モバイルシステムの導入などの取組の複数が出ております。この中の一つに震災復興マニュアルの改定がございました。

まず、マニュアル改定以外の事業につきましては順調な進捗であったことが一つと、この震災復興マニュアルにつきましては、震災復興自体が東京都と一緒に連携して行う事業でございますので、東京都のほうで標準版マニュアルを策定します。こちらについて、当初は令和 7 年度を見込んでいたところなのですが、東京都の標準版マニュアルの改定自体が令

和 8 年度にずれ込んだことにより、区としては外的な要因による部分が大きかったところで、我々としては計画以下とはせず、計画どおりという評価にさせていただいたという理由になります。

以上です。

【部会長】

ありがとうございました。委員の方、追加の質問等ございますでしょうか。

【委員】

多分これは考え方の問題で、外的要因があったからできなかったです、それって仕方がないからこうですというのと、本来はマニュアルとかこういうものは早くあったほうが当然いいに決まっているじゃないですか、その判断はどういう考えですか。

【危機管理課長】

震災復興マニュアル自体は、もちろん既に策定しておりまして、令和 2 年 3 月から今までございまして、こちらはもちろん新しいものに改定したほうがいいので、そちらを導入するという予定はあるんですが、復興につきまして東京都、例えば住宅を建てるにしても東京都が建てるですとか、区と都の連携が非常に重要になっておりまして、東京都が示すひな型をベースに作るというのは、逆に、それを無視して作ってしまってもあまり実効性のないマニュアルになってしまいますので、こちらを待って行うというのが合理的な判断かなと我々は思っております。そんな中で、計画どおりとさせていただいたというところで、今回、我々としては 1 年待って、この標準版マニュアルを基に作るのがベストであるという考えに基づいて、こういった評価になりました。

【委員】

考え方だと思うんですけども、そうすると、例えば何かしら今後、この危機管理課さんに限らずですけども、外的要因があったらば、もうそれは仕方がないから、それは置いておいて計画どおりというふうに判断するというのがこの新宿区の方針なんじゃないかな。

【危機管理課長】

いわゆるこの取扱いについては、今みたいな判断を標準的に庁内統一に示してということではないかと思うんですが、計画以下という評価とすると、我々としてはやるべきことをやった上で、この震災復興マニュアル以外の事業については標準どおり行っておりますので、そこはちょっと今回、計画どおりとさせていただいたところなんですが、それは逆に、計画以下という評価にすべきという指針があるのであれば、それはもちろん今後そうなる可能性はあるんですが、今のところそういった指針もないということで、我々としては計画どおりと判断したということになります。

【委員】

このあたりはどう考えればよろしいんでしょうか。

【部会長】

この場で決められるものではないですし、あと新宿区全体でそういうことを決めるのも

ちょっと難しいと思いますので、我々で話し合う形でどうでしょうか。

私も遅れる理由は合理的だと、聞いては思いました。東京都が出さないのに新宿区が勇み足みたいなことをやって公表してしまうと、それはそれでハレーションが大きいので、合理的だとは思いますが、それで計画どおりじゃないと言うかどうかは、また違うという考え方もあるんですが、この場で話し合ってもあれなので、我々で話し合えればと思っておりますけれども。

ほかにございますでしょうか。

では、この件に関してのご回答とご質問は以上になります。ありがとうございました。危機管理課長はご退席いただいて大丈夫です。

続きまして、通番で3番目の経常事業337、新たな防火規制による不燃化の促進について、お願いいたします。併せて4番までお願いできればと思います。

【防災都市づくり課長】

3番と4番、内容の所管は2課に分かれています。防災都市づくり課長のほうでご回答させていただきます。まず、新たな防火規制の指定区域における具体的な取組状況、特に若葉・須賀町地区でしたり、西新宿五丁目地区以外でどのような取組をしているかというところなんですけれども、こちらの2地区も含めて、基本的には新たな防火規制区域に指定するところで、例えば準防火地域で、一般的な建て替えですと、ほかの地区ですと防火構造で建て替えることができるんですけれども、こういった新たな防火規制を指定することによりまして、準耐火建築物への建て替えというのがルール上、必要になってくるといったところなんです。そのため、各々の建物の所有者さんの戸建ての建物ですとか、そういった建て替えのタイミングで順次不燃化が進んでいくというような状況になります。

こちらになぜ経費がついていないのかという4番のところになりますけれども、ちょっと3番のところと関連するところがあるんですが、まず、通常の建て替えで準耐火建築物にしなければならないといったことになると、通常の建築確認ですとか地区計画の届出の際にそういった確認ができるといったところで、こちらの経常事業の中で予算計上しているというのはなくて、建築確認の審査、地区計画の届出に関する事務の経費の中でそういった審査、一般事務費等については支出しているといったところで、こちらの不燃化の促進の単体としては経費は計上していないという状況です。

ただ、今皆さんにお配りしています経常事業336、1ページ前のところなんです。こちらは具体的な取組の中で一般的な建て替えが進むといった状況でございまして、経常事業336番の中で不燃化建替促進事業といったものの事業となっております。こちらの中で、例えば今お示しされている区域で準耐火建築物に建て替えされる際には、一定の要件はございまして、区のほうで除却ないしは建て替えの際に助成金を交付し、建て替えの促進を行っているというような状況でございまして。

【部会長】

この2つの質問について、追加して何か。

【委員】

ご回答ありがとうございます。今回、一昨日ですか、令和 8 年度熊本地震が発生いたしました、改めて、やはり建物に対する耐震化とか、そういうことは重要だなというふうに思っております。首都直下地震が起きたときに本当にどのような大災害になるか、ちょっと想像すると怖くなってしまいますので、そういう意味も込めて、新たな防火規制とかそういうのもいち早く指定して、ここの 5 か所ですか、上落合三丁目、上落合一丁目、上落合二丁目の一部、それから赤城下町をはじめ、その地域、また榎町周辺と、それから、ここに書いてあるのは西新宿五丁目、また若葉・須賀町地域、これに関しては、私どももこういう資料を頂いております、どのように進んでいるかとか、そういうものを逐一勉強させていただいているんですけれども、新たな防火規制のご案内ということで、上落合やそのほかの地図が数か所載っているんですけれども、これが全然見えてこない、現地でどのように進んでいるのか。早くしないと大地震が起きたらどうするのと、区民として素朴な疑問で、こういう質問をさせていただきました。この危険度が高い、ここは 4 になっているんですかね、危険度の高いところをいち早く何らかの手段を講じていかなければいけないのかなということで、質問させていただきました。

私の考えるところによりますと、やはりこの危険度が高いというのは地形の問題が大きく関わってきているなと思うんですね。若葉・須賀町地域も谷のようになっているところの地域で、いい意味で言えば歴史があるとか、江戸時代からの歴史がある、古いいろいろな町であるというんですけれども、防災観点から行くと大変、道も狭くて危険な地域であるというふうに理解しております。また、西新宿五丁目は、やっぱり神田川沿いの一角が開発が遅れていたもので、今回共同建て替えとかが進んだものだというふうに考えておりますけれども、この上落合をはじめ赤城地域や榎町の周辺等を見えますと、やはり木造密集地域が大変多い。これには私道というものが大きく関係しているんじゃないかなと。ちゃんと広い道が整備されていれば、まだいいんですけれども、私道部分があって、セットバックでだんだん 50 センチ下がって、50 センチ下がってとやっているのは、50 年かかるの、100 年かかるのというような状況で、危惧をしているところであります。

私なりに新宿区内の区道と私道と、ネットのほうから全部、区内一覧として落とし込んでみました。区道もたくさんあるんですけれども、木造住宅密集地域とかを見ると、やっぱり私道部分が多かったりするのかなと。まちづくりに関して、やはり道とか地形とかというので大きな、やっぱり道路の問題が重要だと考えておまして、ここでいう新たな防火規制で地区計画に載っている西新宿五丁目や若葉・須賀町地域では、計画事業として予算も計上されておりますけれども、そのほかの地域が何か遅れているなど、区民の目線から言うのですね。どのように今後取り組んでいかれるのか、そういうのを聞きたいなということで質問させていただきました。また経常経費も載っていませんので、ただ PR しているだけなのというような感じで、順次質問をさせていただいたんですけれども、いかがなものですかね。

【防災都市づくり課長】

ちょっと今の整理と、そちらの啓発についてのご回答になりますけれども、まず建物の耐震化、こちらの不燃化もそうなんですけれども、各々の建物の所有者さん、財産をお持ちの方がいらっしゃる。基本的にはその財産を所有している方の責務で、耐震化だったり不燃化の建て替えというのは行っていくというふうなことが、まず区の基本スタンスです。ただ、なかなかそういったところが進まないということであれば、まさに今、若葉・須賀町地区とか西新宿五丁目地区については、構想があったり地区計画があったりするんですけれども、原則的にはほかの地域も地区計画があったりしますので、こういった法的制限をかける際については、地元の方とよく相談しながら、どういったまちにしたいかというご意見を聞きながら、目指すべき、もっと防災性が向上するまちづくりを目指したいということであれば、こういった新たな防火規制を導入して、ただそういった制度を導入してもなかなか進まないということであれば、こういった助成制度を設けて、しっかり周知して、お知らせしているだけという認識もあるかもしれないですけれども、まずはそういった不燃化の建て替えの重要性というのをしっかり区民の方に理解していただいて、なかなか一気に進まない場合もありますけれども、着実に一歩ずつ進めていきたいというふうに思っております。

【委員】

追加でちょっとお聞きしたいんですけれども、今回国土交通省が出した建築基準法の 42 条 2 項から 5 項までとか、ございますよね、そういう中で改正されて、建て替えが困難、私道部分だとか、突き当たりの奥まっている家とか、それこそ耐震改修を早くしなくてはいけないところが、そういう規制によって何か法律的な観点が生じるのかなというのがございましたので、すみません。

【建築指導課長】

建築基準法に関わることなので、ご回答させていただきます。多分今、委員おっしゃられたのは、建築基準法の改正によって木造の二階とか戸建ての住宅、いわゆる昔でいう 4 号建物という小規模な建物は、リフォーム工事の際に建築確認申請という手続が不要だったんですけれども、委員のご指摘のとおり、昨年の改正で、そういった小さな建物のリフォーム工事の場合でも手続が必要になるという改正でございます。ですから、手続が必要になるという改正なのであって、実態的には、本来は手続が不要であった際にも建築基準法の適合性というのは必要だった行為が、今回の改正の中で手続が必要になったというところで、若干、現状の建物が建築基準法に合っていないような物件は、法に適合するような是正の工事も併せて必要になってくるので、なかなか実際は困難になっているという、特に報道なんかではそういったことが言われているということかというところでございます。

【委員】

新たな建て替えですとかそういうので特に支障があるとか、そういうことではないんですね。

【建築指導課長】

不燃化建て替えの際は当然、建て替えですので、もともと確認申請は必要ですから、特段

支障がなく、申請の際には指定確認検査機関の確認済み証を添付していただいて、これまでも助成金を交付しておりますので、その内容で申請者の方がこれまでと違う対応を行っているということはありません。

【委員】

法律的なものはあまり詳しくないので、申し訳ございません。くだらない質問だったかも分かりませんが、お許しをいただきたいと思います。

【部会長】

質問内容は、本件とあまり関係ない質問はできるだけしないように、最小限にしてください。お願いします。

【委員】

私が言うのもあれですが、2時間で終えようとしていますので、質問が多いので、今のをちょっと要約すると、こういうことですね、委員が質問されていたのは、若葉・須賀町地区と西新宿五丁目地区、2つあるけれども、それ以外の地区がどうなっているのか、それと、事業費が計上されていないけれどもどうなのかという2つが要点だったと思います。それで、それ以外の地域の、さっきのお答えでは、地区計画に盛り込んであるから、ほかの地区もやっていますという答えだったし、事業費に計上されていないけれども、ほかの確認申請とか事務費に入っているから、この項目では事業費が出てこないけれども、事業としてはほかの地区で見ているんだと、そういう要約と私は承りましたけれども、そういうやり取りでよかったでしょうかね。

補足すると、委員の思惑としては、区民から見て、区としてはほかの地区もやっていたいているけれども、ほかの地区が見える化されていないから、地区計画にやっていらっしゃるといふ、そのとおりですけども、ほかの区民から見て、ほかの地区、上落合とかがどういふふうに進んでいるのか知りたいと、そういうことだったですね。ちょっと早口ですけども、まとめてしまうと、そんな感じでよろしかったですかね。

ですから、今日答えられなくても、ほかの地区の何か状況が見える化できるものがあれば、今日じゃなくても、今日は時間がないでしょうから、お答えいただければ、委員も納得されるんじゃないかなという、私がまとめると、そんな感じだったと思いましたけれども。すみません、早口で。

【部会長】

ほかに質問等ございますか。

【景観・まちづくり課長】

景観まちづくり課長です。先ほど件数というお話がありましたので、件数のほうをご紹介します。今持っている数字が令和7年度というようなところでございまして、1番目の上落合三丁目ですと、確認の件数のベースで言うと18件出ています。それから、2番目の上落合一丁目につきましては16件で、3番目の赤城下町などについては7件、それから4番目の市谷山伏町なんかについては7件といったところでございます。

それから、西新宿五丁目については12件、それから6番目の若葉・須賀、そういった辺りについては6件ということで、全体としては今回の6地区の中では66件の確認申請が出ているといったところになっていますので、そういったものについては新たな防火規制だったりだとか、もともと耐火建築物で建てなければいけない地区もこの中に含まれているというはあるんですけども、そういった形で順次更新しているというようなところで、むしろ建て替えに合わせて不燃化が進んでいくという形になってきますので、そういった件数になっているという内容になってございます。

今回、不燃化だけで捉えてしまうと、経常事業でお金を積んでいないとか、そういったお話があるんですけども、新宿区といたしましては、防災性の向上というのは非常に重要な部分ということでございますので、例えば耐震化の支援事業だとか細街路の整備だとか、そういった事業をいろいろ組み合わせながら進めさせていただいてございまして、後から質問もあるかもしれないですけども、耐震化なんかで言うと、そちらの不燃化が進んでいないような地区については助成金を少し高めに設定したりとか、そういったところで取り組んでいるといったことになってございます。

【部会長】

ありがとうございます。ほかに質問ございますか。

でしたら、通番3、4については、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございます。ここで景観・まちづくり課長はご退席いただいて大丈夫です。

続きまして、通番5、計画事業21①、木造住宅密集地域の整備促進（若葉・須賀町地区）について、ご回答をお願いします。

【防災都市づくり課長】

こちらのご質問は、現在の進捗状況と目指す将来像、今後の見通し、到達目標でございます。まず、こちらの地区は、先ほど来ありますけれども、老朽化した木造住宅が密集して防災上の課題を抱えている地区だというふうに認識してございます。こちらは令和5年にまちの方と一緒に、目指すべき将来像として、両地区とも災害時に燃え広がらない安全な町並みの形成ですとか、良好な住環境保全というのを策定しております。その後の進捗状況なんですが、こういった将来像ですと、なかなか実現性がないというところがございますので、その後、令和7年3月に、今まで共同化なんかを推進していたんですが、個別建て替えでも防災性を向上するような取組を取り入れるなど、地区計画を変更して、こちらの地区についてはこのタイミングで新たな防火規制を指定したといったところでございます。

具体的な到達目標なんですけど、木造住宅密集地域ですね、不燃領域率というような数値がございまして、この数値が70%を超えると、基本的には燃え広がりにくいまちといったところでございます。若葉地区については道路の買収等を行いながら、個別の建て替えの促進、あと共同化の推進なんかをして、大体年間1%ずつぐらい不燃領域率が上がっているんですが、令和7年度の数値になりますけれども、地区全体として目標が70%に対して、現在約59.2%の不燃領域率を示しているということで、令和7年に策定した地区計画をしっかりと

推進しながら、引き続きこういった数値を上げて、防災性を向上させるような取組を行っていきたいというふうに考えてございます。

【部会長】

ありがとうございました。この件について追加で質問がある方はいらっしゃいますか。

ないようでしたら、次が計画事業 20①建築物等耐震化支援事業なんですが、これは通番で6から14まで、防災都市づくり課と建築指導課の共管で続いていますので、お手数ですが、何番の件と最初に説明した後に、順番に説明いただければと思います。お願いします。

【防災都市づくり課長】

こちらは通番14までは全部所管が防災都市づくり課になっておりますので、私のほうで全て答えさせていただきます。

まず、6番の令和7年度の実績について、当初目標未達の項目があるにもかかわらず計画どおりと評価した理由について伺いますということなんですが、令和7年度、こちらの耐震化支援事業の制度ですけれども、昨今の工事費高騰によって、建物所有者の方が耐震改修工事を行う際に、やっぱり工事費が高騰しているといったところで、そういった負担を軽減するために耐震改修工事費の助成面積単価の引上げを令和7年度に実施しております。こういった引上げによりまして、昨今の工事費高騰ですとか資材不足等の社会情勢の影響などを受けている中でも、こういった制度の拡充によって、一部、木造住宅助成件数は減少しているんですが、例えば、大規模な特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修につきましては、令和6年は2件だったんですが、令和7年については4件に増加しているというような状況でございまして、こういった社会情勢に合わせた制度改正を行うことで、一定の耐震化に向けた効果があったというふうに認識しておりますので、そういった制度拡充による事業全体の進捗を総合的に勘案して、計画どおりというふうに評価をさせていただきました。

【部会長】

ありがとうございます。6の範囲でご質問ある方、いらっしゃいますか。

では、通番7、お願いします。

【防災都市づくり課長】

7番の、4年間の計画全体の中で令和7年度の先ほどの実績をどのように位置づけているのか、現時点の進捗状況と今後の見通しを伺うといったところでございますけれども、こちらの評価シートの補助完了件数というのが、目標には達していないんですけれども、こちらは補助に対して1件という形でございます。ただ、令和7年度は先ほどの特定緊急輸送道路の建物が伸びているということで、こちらは非木造の老朽化したマンションの耐震化、こちらの耐震化率の算定というのが、建物の棟数でなく住戸数で区のほうでは算定しております。補助件数は至っていないんですけれども、こちらの耐震化率の算定となる戸数ですね、非木造住宅、先ほど特定緊急輸送道路で4件あるとお答えしましたが、それも含めて、非木造住宅が令和7年度については約230戸耐震化されていると。一方、木造については8件の助成に対して、一部アパート等がございまして9戸の耐震化がなされているといった

ところで、こういった改善で耐震化率というのが一定程度進んでいるというふうに認識してございます。

次の質問と、その後の質問にもちょっと絡むところであるんですけども、今年度、耐震化率、かなり新宿区内、他の自治体と比較しても進んでいるというところでございまして、新宿区内の木造並びに非木造住宅で耐震化されていない建物がどれかというのを今年度、調査委託を実施して特定する予定になってございます。そうしますと、これまでは広く普及啓発を行っていたんですが、耐震化されていない住宅が特定されますと、最終的な判断は建物所有者さんの方になりますけれども、そういった方に個別にアプローチして、新宿区の制度を丁寧にご説明することですとか、耐震化の重要性などを啓発することによりまして、少しでも耐震化が進むんじゃないかといったところで、今年度そういった取組をして、令和9年度の目標達成に向けて引き続き取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

【部会長】

ありがとうございます。それでは、この項目について質問がある方はいらっしゃいますか。

【委員】

ありがとうございます。今ので大体は分かったんですけども、ここで7番・8番、特に8番で、事業費というのが令和6年は3億7,000万円、令和7年4億円、令和8年6億9,000万円、令和9年3億8,000万円、書いてありますけれども、この増減は今、課長がおっしゃられたように、補助率だとかその年度によって理由があると思うんですね。私たち評価委員としては、その事業が、例えばもうピークに向かって、ほぼ達成しそうなプロジェクトなのか、まだまだやらなければいけないプロジェクトなのかの流れが分からないと、その年度だけ達成しました、何年度は達成しただけでは片手落ちだと思うんですね。区の皆さんはそこら辺を理解されてやっているけれども、私たち外部評価委員としては、もう終わりそうな事業なのか、まだまだ先があるのか、その位置づけが分かりたいというのが質問させていただいた背景です。

【防災都市づくり課長】

ちょっと補足で、まだ8番の回答をしていなかったもので、併せて回答させていただきますけれども、令和8年度の事業費の増加要因は何かといったところでございます。耐震化支援事業の事業費の大きく占める割合というのが、木造ではなくて非木造の大規模な、例えばマンションですとかビルの耐震改修工事になってございます。こちらの案件についてはある程度、一定数見込みの件数を予算計上するんですけども、特に大規模なものにつきましては、単年度で診断が終わって設計、工事というのは物理的に不可能な状況になっていきます。

例えば、令和7年に診断が終わった建物については、予算計上の際、その建物所有者さんにヒアリングをして、翌年どういう意向ですかと、補助金をもらってもまだ自分たちの自己負担分が用意できないですとか、合意形成がうまくいかないで1年延期しますとか、あ

とはスムーズに翌年やりますと、こういったところで、各建物ごとにヒアリングをしながら予算計上しております。特に、令和 8 年なんですけれども、令和 7 年度については特定緊急輸送道路を含む非木造の建物の改修工事等が、件数的には 6 件で約 2 億 6,000 万円ほど計上していたんですが、令和 8 年度、今のところ昨年ヒアリングした段階で、今年やりたいとおっしゃっている所有者さん、昨年の 9 月時点ですけれども、そのタイミングで 12 件の方で約 4 億 5,000 万円ぐらいの改修工事を見込んでいるといったようなヒアリングを受けています。ですので、なかなか急に億単位の補助申請が来ると、予算計上ができていないということになりますので、前年度にある程度、所有者さんの意向を踏まえながら予算計上していると、そういったところで差額が出てきます。ただ、実際に年度が変わると少し、合意形成ができなかったので 1 年ずれますとか、そういう状況もありますので、そういった状況でちょっと金額がずれてしまうという状況でございます。

【委員】

今言った質問、すごくよく分かります。やっぱり個別の積み重ねだから、それによって事情や予算が変わる、それは私も百も承知で、ただ、私がさっき質問したのと今の答え、ちょっとかみ合っていないなと思います。その点は、増減の理由というか、私は流れをね、今まだまだやらなければいけない、全体の中でどの程度の位置づけなのかというのが知りたいと申し上げたので、その年、その年の調査の結果によって積み重ねで予算が決まるのは分かるんですけれども、まだまだやらなければいけないのがたくさん残っていれば、無理に予算付けてでもやらなければいけないですよ。だから、その流れが見えない、それを申し上げた質問であって、その積み重ねた理由を聞いているわけじゃなくて、例えば一言でも、まだまだやらなければいけない事業なのか、もうほとんどピークに達しているのか、その二択を聞きたい、そこだけ。

【部会長】

委員がおっしゃりたいのは多分、山登りで言うと、どのぐらい進んだとかじゃなくて、今何合目ぐらいですかというのを伺いたいと。

【委員】

3 合目なのか、8 合目なのか、そんな。

【防災都市づくり課長】

まず、新宿区の耐震化率でございますけれども、令和 6 年 3 月の時点で 96.6%ということでございます。次の 9 番の質問と重複するところがあるんですけれども、今 96.6%ということで、新宿区としては耐震改修促進計画の中で、令和 9 年度末でおおむね 100%というのを目指しております。ですので、残り 3.4%ありますので、まだまだ実施しなければならない。

【委員】

でも、96%というのは一般的にはかなり。

【防災都市づくり課長】

そうです、かなり進んでいる、高いですね。

【委員】

あと一歩で頂上、そんな感じですかね。

【防災都市づくり課長】

例えば、東京都全体ですと 89.7%ですので、新宿区内だけを比較すると、かなり進んでいるかなというふうに思っております。

【委員】

それが聞きたかったんです。あともう一歩で到達できそうなレベル、そういうニュアンス。

【防災都市づくり課長】

そうですね、ただ、なかなか合意形成ですとか、啓発しても進んでない建物所有者さんもありますので、今年度、その進んでない建物を特定して、ピンポイントで啓発をして、さらに進めていきたいというような状況です。

【委員】

そういう位置づけだから、だんだん予算を増やしていかななくても、こんな調子で行けそうだと、そういうもくろみでしょうかね。分かりました。

【部会長】

私も腑に落ちました。ありがとうございます。

説明、この項目までまとめたほうがいいとありますでしょうか。やりやすいように。

【防災都市づくり課長】

そうしますと、次の 9 番の目標設定の根拠といったところで、ちょっとこれは数字的な細かい話になるんですけども、先ほど令和 6 年の段階で改定した新宿区の耐震化率を 96.6%というふうに申しましたが、残り何戸の耐震化が進めば 100%になるかというのと、このときの推計値ですけれども、約 7,900 戸の住宅を耐震化するとおおむね 100%になるといったところで推計値を取っております。その前の改定の際に、令和 2 年から令和 5 年の間に約 3,400 戸の未耐震住宅が耐震化されております。これは自然更新されたり、あとは区の補助を活用して耐震化されていると。この 4 か年の間に約 3,400 戸耐震化されているんですけども、実際何%ぐらいが補助されたかといいますと、大体 8.5%の件数を補助しているということで、その 8.5%の係数を掛けると大体 286 戸分補助を行って、3,400 戸に対して 286 戸を補助しているということは、大体 8.5%ほど補助金を交付すると 3,400 戸改修されたという形になりますので、その先の令和 9 年の目標までに 7,900 戸を改善するには、そのうちの 8.5%ほどの戸数を補助すればいいのではないかなというような算定根拠をもちまして数字を出していると。そうすると、大体 8.5%ですと、7,900 戸のうち 650 戸を補助するとその前の年の勾配に追いつくということになりますので、大体 100%に追いつくのかなと。

件数なんですけれども、今回目標を戸数ではなくて件数にしております。過去の補助件数

なのですが、建物 1 棟当たり木造と非木造を平均しますと大体 1 件補助すると、建物が大体 4.27 戸ということで、1 件当たりの補助で建物が 4.27 戸改修されておりますので、その件数を、先ほどの戸数を割ると 152 件といったところで、令和 9 年までに 152 件という、平均値になりますけれども、そういった数値を計上して目標値を設定しているという状況になります。ですので、どの程度占めているのかといったところでございますけれども、残りの建物の件数の補助件数については大体 8.5% ほどを助成の対象として目標設定させていただいているというような状況でございます。

耐震化率のお話に関連するので、10 番のところもご回答させていただきますけれども、達成率が 98.7% であれば相当進んでいるのではないかと、未耐震住宅の解消を目標として設定することが有効と考えるがどうか、といったところでございます。

まず、今年度、残存する未耐震住宅を把握するといったところで、ご指摘のとおり、そういった把握をすることは重要だというふうに認識しております。ですので、今年度、地図データ会社の協力を得ながら未耐震住宅の特定に当たる業務委託を実施する予定でございます。ただ、建物の棟数をそのまま目標にするかというところでございますけれども、なかなか個人の状況もでございますので、建物を特定しますと住戸数も分かってきます。ですので、そういった国とかの目標値というのが、やはり耐震改修促進計画というのは耐震化率というのをかなり大きな目標として計上しておりますので、まずそういったところを目標に掲げて、未耐震住宅を特定しながら、そういったところに個別にアプローチして未耐震住宅の戸数を少しでも減らして、耐震化率を伸ばしていきたいというふうに考えてございます。

9 番、10 番の回答は以上になります。

【部会長】

ありがとうございました。では、9 番、10 番についてご質問のある方はいらっしゃいますか。

では、通番 11 から、説明のまとまりがいい範囲でお願いします。

【防災都市づくり課長】

では、エレベーター関連で 11 番、12 番と一緒にご回答させていただきます。まず、ご質問の中で、エレベーターが最寄り階に停止し扉を開放することが正常な動作と認識しているが、ここでいう閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止というのはどういった経緯なのかと、あとは具体的な事例みたいなものを教えてほしいというようなご質問でございます。

まず、閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止とは、というところなのですが、例えば地震の影響等で機器が異常検知をした場合にエレベーターが運転を停止するというような状況でございます。即座に運転が停止されてしまいますと、例えば 10 階と 11 階の間で停止してしまうといったところで、そうしますと利用者がかごの中に閉じ込められる可能性があるといったところで、これが閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止と。例えば、こういった地震による揺れの検知ですね、こういったものを感知した場合に、後ほど区の助

成制度をご案内しますが、その場で即停止ではなく、安全を確認して最寄り階まで行って停止するというような助成制度を今回行っておりまして、そういった装置がついていないと階と階の間で止まってしまって閉じ込めに至ってしまうということで、防災改修工事費助成の中で、12 番の質問につながりますけれども、こういった助成制度を行っているといったところです。

引き続き 12 番の質問になりますけれども、対象となるエレベーターの範囲ですとか、区内にどの程度の母数があるのかといったところでございます。エレベーターがこういった建物が対象になるかといったところでございますけれども、まず、耐震基準を満たしている建物の、例えば共同住宅ですとかオフィスが対象になります。ですので、新耐震基準で建てられている建物ですとか、あと、旧耐震でも耐震補強が実施されている建物については対象になるといったことでございます。ただ、エレベーターを耐震化しても建物自体が耐震化しないと事故につながりますので、耐震化された建物については助成の対象にしていると。こういった内容について助成を行うかといったところでございますけれども、過去、港区で扉が開いたままエレベーターが動いて、たしか高校生の方がお亡くなりになりましたけれども、そういった扉が開いて走行するような戸開走行防止装置ですとか、あとは先ほどの地震時に縦揺れ等を感じて、安全を確認した後に最寄り階に停止して扉が開く装置ですとか、あとはレールですとかロープ、そういった資機材の主要機器の耐震補強、エレベーター自体の耐震補強工事に助成制度を行っているといったところでございます。

区内にどれぐらいエレベーターがあるんですかといったところなんですけれども、母数ですけれども、令和 7 年度の定期報告によりますと、新宿区内に約 1 万 1,000 台のエレベーターがございまして。ただ、実際にこのうち助成対象まではちょっと分からないんですけれども、どのくらいかというのは、建物が耐震化、通常のオフィスビルとかを全て調べているわけではないので分からないですが、約 1 万 1,000 台のエレベーターがあると。先ほどの途中階閉じ込め防止装置ですけれども、どのぐらいついているかといったところでございますけれども、大体 1 万 1,000 台に対して、新宿区内のエレベーターについて約 57%が設置済みといったところでございますので、定期報告の際にこういった新宿区の助成制度を併せて今、啓発等を行っておりまして、建物所有者さんにそういった対策工事を実施していただくように啓発して、こういった数値を少しでも上がるように取り組んでいるというような状況でございます。

【部会長】

ありがとうございました。通番 11、12 についてご質問のある方はいらっしゃいますか。でしたら、通番 13 をお願いします。

【防災都市づくり課長】

次に、ブロック塀に関してでございます。相談件数、問合せがあるのに実施に至らない理由はこういったものがあるのかといったところでございますけれども、実際、窓口の相談ですとか、ちょっとブロック塀が危ないので現地調査した際に、まず建物所有者さん、ブロッ

ク塀の所有者さんに聞きますと、例えば4メートル未満の2項道路に面したブロック塀の撤去をしますと、例えば、その方が防犯性をやっぱり気にして塀を建てたいと、そうすると、2項道路なんかのブロック塀を除去しますと、新たに建てるとなると、中心線から2メートルセットバックして建てなければいけないというような状況になります。そうすると、物理的に既に家がそこにあたりだとかして新しい塀が建てられないとか、例えば塀だけ除去してどうですかと言いますと、やはり周りが気になって、新しい塀というのはそこに構築できませんので、その辺が課題だというふうに把握していると。

区のほうで、やはり4メートル未満の道路でそういったことを進めるのはなかなか、そういう課題があるということです。区内の4メートル拡張された道路沿いでもブロック塀を設置されているお宅がまだいっぱいありますので、今年度はちょっとターゲットを絞って、過去にそういったヒアリングがありますので、4メートル拡張済みの道路に隣接するブロック塀の所有者の方に対してアプローチをして、後退も必要ないので、除却してもらえませんかというような啓発を実施する予定というふうにしてございます。

【部会長】

ありがとうございました。通番13についてご質問のある方、いらっしゃいますか。

では、引き続き14番、お願いいたします。

【防災都市づくり課長】

14番の支援制度ですね、周知の効果をどのように認識しているかと、あとデジタル広報、啓発手法を検討しているのかといったところでございます。先ほどの回答と一部重複するところがございますけれども、まず啓発については、区では出張所のイベント、地域センターのお祭りですとか、あとは過去に耐震化支援事業の調査でアドバイザーを派遣された方、そういった過去に耐震に興味がおありの方にダイレクトメールを送付したり、制度の周知を行っているといったところです。あとは大規模な特定緊急輸送道路沿道の建物については、直接個別にアプローチをして制度の利用を促しているといったところでございます。

デジタル化というところでは、区の公式YouTubeの中でこういった耐震化の重要性というのを啓発している動画が2種類ほどございまして、こういったものを区ホームページの中で啓発したり、様々なイベントですね、新宿区西口広場のイベントの際にそういった動画を放映させていただいて啓発を行っているといったところでございます。こういった啓発は、ターゲットが分からず不特定多数の方にしていますので、ちょっと先ほどと重複しますが、今年度、未耐震住宅を特定することによって、そういった不特定多数の方に併せて、耐震化が必要な方に個別にアプローチできるように調査を実施して、そういった直接的な啓発を行うことで耐震化を進めていきたいというふうに考えてございます。

【部会長】

ありがとうございました。では、通番14について。

どうぞ。

【委員】

ありがとうございます。区民への周知啓発というのは、今まで話した全てに共通すると思うんです。ブロック塀の話もあるし、先ほどのエレベーターの話もあるし、不燃化も、全てが共通していますが、私がいつも思っているのは、例えばYouTubeでもホームページでも、区民がそこに調べに行かないと分かりませんよね。高齢者や目の不自由な人、そういう人なんかは、高市総理がよく言っていますけれども、行政もプッシュ型で、目の不自由な人でもできるような方法があれば、川上段階で一番大事なことだと思うんですね、ここがきちんとすれば全ての事業も効果が上がってきますよね。

なかなかできていないと、それは多分、今、課長のいらっしゃる1つの課だと無理なので、例えば総務課とか、ほかの部と連携して発信の仕方を考えてほしいという意味で申し上げた次第です。区民意識調査を毎年読んでいますけれども、ほとんどの区民が区の情報を得るのは紙の広報、新宿区広報が五十数%、YouTubeなんかはほんの数%ですよ。だから、数値から見て効果がある方法で周知していかないと、ここがうまくいけば皆さんの課の業績も上がると思うんです。だって、一々発信しなくても、区民のほうから、はい、見ました、助成してくださいと来るじゃないですか。これはもうちょっとほかの課と、総務課か分かりませんが、広報の発信の仕方はちょっと考えてほしいということですが、何かありましたら。

【防災都市づくり課長】

先ほど啓発の内容をお伝えしなかったんですけれども、まず広報で、やはりお年寄りの方は広報で情報収集しているということでございますので、例えば年度の初めの頃に広報して、時期を捉えて、紙面の関係によりますけれども、特集ページを組んでいただいて発信していると。プッシュ型のところでございますけれども、やはりどこが耐震化されていないのかという把握が今できていないので、今年度、繰り返しになりますけれども、耐震化されていない建物を特定して、そこに次からはダイレクトメールを送れるという形になりますので、ある意味、そこが今年、来年度以降になると思いますけれども、そこでプッシュ型ができるかなというふうに思っております。

ブロック塀も過去、区内にあるブロック塀、平成30年の頃だったかと思いますが、倒壊のおそれのあるブロック塀ですとか基準を満たしているブロック塀等、全て把握しておりまして、先ほどの4メートル拡張されているところとか、されていないところとか、その調査で把握しておりますので、今年度、来年度かけてでありますけれども、そういった拡張済みの道路沿いのブロック塀に対してプッシュ型の指導を行う予定になってございます。通学路については既に実施しておりまして、そこも継続的に行いながら実施する。ただ、不燃化だけはなかなか、旧耐震の建物にならないということでございますので、引き続きどういった啓発が効果的というのはちょっと研究していきたいというふうに思っております。

【部会長】

ありがとうございました。ほかにもございますか。

では、通番 14 まで終わりましたので、ありがとうございました。防災都市づくり課長、ご退席いただいて大丈夫です。お疲れさまでした。

続きまして、通番 15 から 19 なんですが、建築指導課さんなんですが、まともにはどんな感じがよろしいでしょうか。

【建築指導課長】

それぞれで大丈夫です。

【部会長】

では、15 番から順番にお願いいたします。

【建築指導課長】

私から擁壁・がけの安全化の総合的な支援についてのご質問に回答させていただきます。

まず、通番 15 でございます。質問内容としましては、評価欄において、全ての擁壁・がけについて行いましたとある一方で、実績が 1,540、計画が 2,300 となっているが、これらの数値の関係と、全ての対象範囲についてということでございます。

こちらについては、まず計画の 2,300 といった数字については、過去に区内全域で区が行った調査で、区が把握している 1.5 メートル以上の民間の方が所有しているがけが 2,300 ございました。そういった中で、実際それぞれの方の所有状況を調べさせていただくと、複数のがけ等を所有されている方がいらっしゃったりした関係で、全体は 2,300 件というがけを把握している数に対して、指導啓発をできた実施件数というのは、複数所有の方も重なる部分があったので、1,540 という数字になってございます。

【部会長】

ありがとうございました。15 番について質問ある方、いらっしゃいますか。

16 番、お願いします。

【建築指導課長】

続いて、16 番でございます。工事費助成の件数の目標設定の根拠といったところでございます。これはもしかしたら若干 18 番とラップするのかなというところで、お答えさせていただきます。

こちらは過去の、この総合計画が 10 年単位の計画だったところなんですが、当時の資料を調べますと、やはり先ほどの過去に実施した区内全域で把握した 2,300 件の数があった中で、特に状態が悪いものを不健全のがけというカテゴリーに区分しているんですけども、それを大体 280 件ぐらい当時把握していたといったところがございます。そういったものをターゲットとして、この 10 年間で解消できるような事業件数ということで、実際、区が後押しして助成して直していただけたといったものと、あと実際は、区内の特性といえますか、なかなか大きな敷地がないので、擁壁のすぐ真上に建物があるようなケースは擁壁だけの改修というのが非常に困難になってございまして、実質、建物の建て替えに併せて建物と一体的に擁壁をやり直すというケースもあって、大体年間 20 件弱ぐらいはそういったことでの建て替え、区の助成制度を活用しないで建て替わりで更新されるといったものが

ありますので、助成を使って 8 件程度やれば年間 28 件ということで、10 年間で 280 ということで、そういった不健全な擁壁が改修できないかということでの設定数値でございました。

以上が 16 番と、若干 18 番のほうに入っております。

【部会長】

では、16 番について質問ある方いらっしゃいますか。18 の今ご説明いただいたことについても大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

では 17 番、お願いいたします。

【建築指導課長】

17 番は、これは当初健全と判定されたものを含めて、全て安全化啓発をやっていますが、その必要性みたいところでございます。こちらは、やはり適切な維持管理をしていただくとというのが非常に重要になってきてございまして、委員ご指摘のとおり、そういった観点でございます。やはり経年劣化とともにどうしても傷んでくるケースもあるので、毎年我々は、そういう意味では、もう所有者さんが特定されているというのも強みなので、そういった方々に適正な維持管理と、場合によって我々の助成制度を活用していただきたいということで啓発をさせていただいている形でございます。実際は所有者さんの情報に関してはもうデータベース化できていますので、委託を通じて指導、啓発といったものをさせていただいているという形でございます。

以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

どうぞ。

【委員】

ありがとうございます。毎年同じところを確認されているというのは、ある意味とてもいいことだとは思いますが、その反面、非合理的ではないかと。見たときに、例えば最初の二、三年は、初めてなので、どういうふうに劣化していったかが分からないから、やるのは構わないと思うんですが、ある程度見ていくと、ここは 1 年程度では大丈夫だなとかいう判定ができると思うんです。ここは 1 年でこんなにも劣化しているから、これは毎年確認が必要だとか。そうすると、その費用がほかのところに回せるんじゃないかなと思ったので、取り上げさせていただいたんですが。

【建築指導課長】

参考にさせていただきたいとは思っています。ただ、去年ぐらいに杉並区で大きな崩落事故があったと思うんですけれども、やはりそういうのがあると問合せも増えたりするので、そういったものもありますし、あと、我々も改修されているようなものを把握した場合は指導啓発のリストから 1 回はお休みさせていただいたりとか、多少はさせていただいているんですけれども、またいろいろと効果的な安全化指導ができるような形は引き続き検討し

ていきたいと思います。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。ほかにございますか。

では、18 番、お願いいたします。

【建築指導課長】

18 番は、先ほど目標の設定値といったところはお答えさせていただきました。実際は実績というのが目標に対しては結構大きく乖離しているというのは本当に非常に、ご指摘のとおりでございます。区の特性として、どうしてもやはり敷地の形状上、敷地にゆとりがあって擁壁だけを改修できる案件はそこまで多くなさそうなので、そこが非常にネックになっているかなというところがあります。ですので、なかなか助成の件数というのが伸びていないというところはあるかと思うんですけれども、引き続きこれは我々の制度をしっかりと周知させていただいて、必要なところには必要なタイミングで我々の制度を活用できるような形で周知、活動というのは続けていきたいと思っております。

あと、質問にあったとおり、計画期間内の中での目標の調整というのは非常に、所管課とは調整しますが、なかなか今この計画上は難しいようなので、次期実行計画策定時には、目標値に対して適切にアプローチできるような指標の設定みたいなものは考えていきたいと思っています。ここは課題です。ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。

ほかに、18 番で。

【委員】

これは内部評価とは直接関係ないんですけれども、今おっしゃった擁壁と家が一体化してどうにもできないとかという問題に対して、この計画じゃなくて、別個で家も含めて建て替えの助成をしようとか、そういう動きとかというのは何か進んだりしているんでしょうか。

【建築指導課長】

区としてはなかなか建物の建て替えに関して助成するというのは現状のところは考えていないところがございます。というのも、家を建て替えられるということは、ある一定程度、経済的な部分で自立できているというか、そういったこともあろうかと思うので、建築物の建て替えに関してはなかなか、そういった考えは今のところはありません。

【委員】

ちょっと今のに関連して、具体的なイメージができないんですが、擁壁とかがけて新宿区で具体的なやつは、大規模なマンションというより一戸建てが多いですね、イメージ的に、やっぱりどうしても。それで、今、一戸建てでも所有者がはっきりしないから進まないとか、単純に助成云々じゃなくて所有者の事情によって進まない例もあるんでしょうか。

【建築指導課長】

そうですね、委員ご指摘のように、まさにそういった件もあって、合意形成、要はがけ上で、擁壁があって、がけ下の方がいる関係がほとんどで、どうしても工事の際にはがけ下の人の敷地を少し使って工事をさせていただいたりしないといけない。あとは、やはり費用面というところがあって進まないというところも聞いてございます。

【委員】

一戸建てだと、もうお年寄りとかお独り暮らしとかいるから、そうなるでしょうね。分かりました。

【部会長】

ありがとうございました。ほかにございますか。

では、19番、お願いいたします。

【建築指導課長】

19番は助成の対象のお話でございますね。区で今持っている助成制度、先ほど申し上げたように工事費の助成制度なんかは大企業さんはちょっと対象じゃないんですけれども、別途、無料で専門家の派遣ということと、アドバイザーを派遣するようなサービスといいますか事業をさせていただいているんですが、こちらについては大企業さんも対象なので、我々はそれを周知させていただいているという形でございます。

【部会長】

ありがとうございました。19番について質問がある方、いらっしゃいますか。

【委員】

実際に大企業さん、要は何が言いたいかというと、小さいところよりも大きいところのほうが、件数は少なくとも影響とかというのがすごく大きいと思うんです、効果も。そうしたときに、大企業さんはこういう制度があって、例えば無料でできるアドバイザーとかで、実際に活用はどの程度あるのかということをお聞かせいただけますか。

【建築指導課長】

おそらく今のところはなさそうですね。大企業とニアリーかもしれないですけれども、ほかに準ずるような団体さんの活用は先日1件あったというところはあるんですけれども。

【委員】

大企業ってどの程度。

【建築指導課長】

業種で決まるんですね。業種ごとにたしか、あります。

【委員】

ざっくり、件数としては何社とか何件ぐらいが大企業として、業種ごとに構わないので。

【建築指導課長】

大企業と中小企業の区分けは持っていないんですけれども、区内で把握している約3,300のがけのうち約2,700という数字が民間所有さんなんですね、大企業、中小企業さんを含め

た民間さんが持っているというところまでは把握していて、残り約 550 というのが国ですとか、そういった団体が持っているというところまでは把握しています。

【委員】

どの程度が中小とかいうのは把握されていない。

【建築指導課長】

はい、委員ご指摘のとおり、そこまでは把握できていないです。

【委員】

実際に働きかけているんですよね、助成に対して。

【建築指導課長】

それは周知啓発をして働きかけてはいます。中小企業も含め、大企業さんも含め。

【委員】

それは同時なんですか、同じベースでやっていらっしゃる。

【建築指導課長】

はい。

【委員】

分けていないんですね。

【建築指導課長】

分けてはいないです。

【委員】

ありがとうございます。

【部会長】

ありがとうございました。ほかにご質問ございますか。

【委員】

内部評価シートが一番最後の部分に土砂災害アドバイザーの派遣、8 件の目標に対して 1 件で、その下を見ると土砂災害対策の工事費助成はゼロ件というふうになっている、それで計画どおりというふうにはなっているんですけども、いろいろな事業、大変だと思うんですけども、これはすごく少ないように感じるんですけども。

【建築指導課長】

この土砂災害警戒区域指定解除というのになりますと、かなりハードルが高くて、先ほどの 1 件 1 件のがけの助成というのは、イメージしていただきたいのは戸建てにあるような擁壁なんです、土砂災害警戒区域はある一定の面的な範囲になってくるので、関係者さんも多いといったところで、合意形成に非常にハードルが高いというのが実情になっています。ただ、ご指摘の毎年指定解除の件数目標 1 件という、かなり高いハードルを設定されているところはあるんですけども、これに関しては我々として、なかなかアドバイザーの助成制度の活用にもつながっていないというのは把握していますし、指定解除にまで至っていないんですけども、特にこの土砂災害警戒区域内の所有者さんと、そこに住まわられてい

る方には直接アプローチはさせていただいてはいるので、そういった取組は引き続き継続していますので、そういったところで、先ほどの計画どおりという評価にさせていただいております。

【委員】

このがけ・擁壁の地図もございますけれども、これは令和元年のものなんですけれども、この中に改修した、または解除されたというのは、こういうのが挟まっているんですね。既に大型のマンションができて、がけ・擁壁が解消された例もございますし、地道にそういう大企業も含めて、マンションの建て替えとかそういうのを含めて、がけ・擁壁等を改修していく必要があるのかなと思います。本来でしたら、令和元年ですけれども、5年に1回ぐらい更新されるといいなと思うんですけれども。

【委員】

最後に簡単に、今課長からお話ありましたように、実績を評価するのに、どうしても関係者の合意形成のハードルがあって、なかなか一律にうまくいかないという事情は分かりましたけれども、私たち外部評価委員はトータルの数字しかないから、どこまでが合意形成ができなくてできないのか、区としてはそれを除けばほとんどやっているとか、トータルで全部がごちゃごちゃになっているから、達成率というのがなかなか見えないというのが正直なところなので、今日答えていただけても結構ですけれども、住民の合意形成ができていないから達成できない部分はちょっと分けて数字を出していただくと、区として残り、やるべきことはやっているんだなと分かるような気がしました。

【建築指導課長】

ありがとうございます。我々もちょっと、次期実行計画のときには、所管とも調整したいんですけれども、目標値の定量的な設定というんですかね、そういったものはちょっと検討したいなと思っています。

【委員】

そのほうがいいですね。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにご質問はございますでしょうか。

では、通番 19 が終わりなので、建築指導課長、お疲れさまでした。

前半終了なんですけど、ちょっと押していますので、休憩は 3 時半までにさせていただきますと思います。

(休 憩)

【部会長】

それでは、3 時半になりましたのでヒアリングを再開いたします。

通番 20 から 24 は建築調整課、25 から 29 は道路課なので、20 番から区切りのよいところで切っていただいて、追加の質問があれば、させていただく形にしたいと思います。よろしくお願いします。

【建築調整課長】

それでは、建築調整課、鈴木のほうからご説明させていただきたいと思います。我が課のほうで担当しておりますのが計画事業 23 の細街路拡幅整備、こちらに関してでございます。

まず、質問番号 20、声かけの対象件数について伺う、併せて、どのような対象者に対してどのような内容の協力要請を行っているのか、その具体的な取組内容と、工事実施につながった状況を伺うということでございます。

声かけの区内の対象件数というところにつきましては、把握のほうはしておりません。というのは、区が道路工事を行ったり、近隣の方だとか、後退部分と想定されるところに建物がないような、後退が可能なものに対して、職員が訪問や郵送によって啓発を行い、細街路協議、細街路の後退の整備、無償承諾の申出を促していくというのが、いわゆる声かけと言われる形で行っているものでございます。

令和 7 年度は 22 件のお宅に声かけを行って、細街路協議の合意を行ったものが 4 件、工事につながったものが 2 件という実績でございます。声かけの対象件数、対象の物件につきましては、道路の部分、細街路の未後退であるとか無償承諾をいただいていない方々が対象になるというところですので、区内全域の声かけの件数というものは把握をしていないというところでございます。

引き続きまして、21 番のご質問のお答えをさせていただきたいと思います。令和 7 年度末の主な課題において、近隣との調整で側溝等の後退ができない場合がありますとあるが、具体的にどのような理由や状況により整備が進まないのか、実際の事例を含めて伺う。また、その解決に向けて区がどのような調整や取組を行っているのか伺うという質問に対してでございます。

土地の所有者に後退の意思があっても、隣地との境界にある塀であるとか隣地からの越境物、塀であるとか部分的な建物であるとかそういうもの、越境物等がありますと、隣地からも後退の承諾を得ないと勝手に後退等をすることができないということがございます。隣地から承諾を得るために、その隣地の方の負担を減らすように、区から申請に必要な準備を行った上で声かけを行っているというところに対応しているというところでございます。区がどのような調整・取組を行っているかというところになりますと、そのような形で声かけを行って、所有者の方等に対応を行っているという形でございます。

次が 22 番というところで、細街路の拡幅整備に伴うセットバック部分について、区への寄附や管理移管、無償使用承諾の申出はどの程度あるのか、これまでの件数や傾向について伺う。と、23 番の、上記に関連して寄附や管理移管等の申出があったにもかかわらず区が受け入れなかった事例はあるのか、あるいは、その理由と判断基準を伺うという質問、一緒に答えさせていただきたいと思います。

まず、区への寄附につきましては、ここ 4 年ほどの件数、平均いたしますと約 10 件程度、無償承諾につきましても同様に 4 年程度で約 30 件程度というところがございます、傾向

等があるかというところにつきましては、年度ごとにかなり数のばらつきというところもありますので、特段傾向というところは認識はしていないというところでございます。

次に、寄附や移管等の申出があったにもかかわらず受け入れなかった例があるかというところにつきましては、申出に必要な書類がそろっていましたが、受け入れられないということはございませんし、これまでの記録を見ても、必要な書類がそろっていたものに対して行っているというところではございます。

24 番、最後の指標の年間合意距離は目標 6 キロメートルに対して 4.5 キロメートル、指標の年間整備距離、目標は 2.5 キロメートルに対して 2.1 キロメートルとなっているが、評価欄においておおむね目標を達成とした理由と判断基準について伺うということにつきまして、ご質問のとおり、確かに目標の数値、6 キロメートルが 4.5 キロメートル、2.5 キロメートルのところは 2.1 キロメートルというところで、達してはいないというところではございますが、目標に対して約 8 割ほどの達成をしているというところから、おおむね目標を達成しているというところでの評価をさせていただいたというところではございます。

以上の内容、いわゆる細街路の拡幅整備についての質問についてのお答えというところでございます。

【部会長】

ありがとうございました。通番 20 から 24 について、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

【委員】

20 番で、ちょっと説明いただいたんですけれども、件数が 20 件ということがよく理解できなかったもので、もう一度お願いします。

【建築調整課長】

まず、内部評価シートのほうで、指標というところに年間では約 20 件ほどの声かけを行っていきたいというところではございます。ただ、先ほどもご説明したとおり、区内何件あるので何件に対して声かけを何年間で行っていくというような形での件数設定はしておりません。ただ、こういう目標なりを立てないと、年間でも声をかける件数というところがなかなか進まないとなってくると、その後、なかなか声かけの実績というものにつながってこないということがございますので、年間 20 件に対しては、道路の部分が未後退であるとか無償承諾いただいていないところをこちらのほうも調べまして、20 件に対して声をかけたいということで、業務を行っているというところではございます。

【委員】

今お聞きしてもよく分からなかったんですけれども、というのは、先ほど擁壁だとか耐震化率の話のところ、かなり精緻に対象の件数を出していらっしゃって、そのうちの助成率だか補償費だかが 8% だから、対象は何件ぐらいになるだろうと、なので何件ですというふうな説明があったんです。なので、そういうのはすごく今分かったんですけれども、今の答えだと、対象の件数を把握していないけれども、目標の件数を据えなければならないから 20

件というふうに聞こえたんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

【建築調整課長】

はい、そのご理解と、実は区内の道路の距離数といいますか、いわゆる区道でいって 99 キロメートル、私道で 95 キロメートルというところ、トータル 194 キロメートル道路があるというところで認識はしております。ただ、敷地ごとに当然、道路に接道する長さといいますか状況が違います。そのところで、全ての道路で対象となり得るものが何件あるかというところまでがなかなか把握ができないというところがございますので、今お話ししていただいたように、ある程度の件数、見込みを立てて、それを粛々と声をかけながら、一件でも多く声かけによって後退ができるような形を進めていきたいというところで考えております。

【委員】

ということは、対象道路のキロメートル数とかは分かっているけれども、それと、この 20 件は全くリンクしていないということですか。

【建築調整課長】

はい、おっしゃるとおりでございます。

【委員】

そうすると、当時の質問とは変わってきますけれども、先ほどの防災都市づくり課長さんの説明がかなり計数化とかがすごく精緻にされていたので、今の質問の答えだと説明や指標の精度に差があるので、評価しにくいのではないかなと思ってしまいうんですけれども、こういうふうに資料ができてしまったから仕方がないですけれども、おっしゃるように道路の長さが分かっているし、どういう状態の道路なのかというのは分かっていると思うので、たとえ正確に数字が出なくても、ざっと割り出すことは多分できるだろうし、メートル数で行くのか、キロメートルで行くのか、街区で行くのかはあるとは思いうんですけれども、それに対していかが思われていますでしょうか。

【建築調整課長】

委員おっしゃるように、まず把握というところも重要ということは重々認識をしております。ただ、区内の距離数であるとか、それだけの長さの中で、例えばこの道路については、ここのお宅は下がっている、ここのお宅は下がっていないというふうなところで現地のほうを見たりして、分かる状況ではあるんですけれども、それを積み上げて全体的に件数というところまでの把握までに至っていないというところが現実ではございます。後退できそうなところを幾つか見つけて、そこに声をかけていくというようなところで業務を進めているというところになります。

【委員】

見つける方法は、どのような方法でやっていらっしゃるんですか。

【建築調整課長】

道路の事前の協議を行ったり、職員が相談だとか協議の手続、工事の関係の打合せ等に現

地に行ったときに周辺を歩いて、ある程度条件に合いそうなところがあれば、それを声かけの対象にしていくというようなところでピックアップをしながら、声かけをしているというような状況でございます。

【委員】

そうすると、やみくもに歩いても仕方がないと思うので、対象の区道があつて、順番に歩いていってとか、この区にかけてとかというふうに当然されていると思うので、結果的に何メートルだとか何キロだとかというのは分かると思うんですけども、いかがですか。

【建築調整課長】

かなりの距離数ありますので、部分的にここは、ここはというところで蓄積をしていっている状況ですので、全体的にどのくらいかというところまではちょっと整理ができていないところではございます。

【委員】

ほかの委員の方にもお聞きしたいんですけども、これが評価できるのかというのがすごく疑問に思いました。

【部会長】

私もちょっとお伺いしたいんですが、声かけというのは漠然とした言い方なんです、協力要請が、例えば文書でお願いする協力要請だとしましたら、目標 20 件として、去年 21 か所に文書を送りました、どこも返事がありませんでした、ただ 21 件やったので丸、次の年も 21 件、去年連絡がなかったところに送って、今年も 21 件協力要請したから丸、それが延々と続く感じでしょうか。20 件とか 21 件と書いてある、令和 6 年度 21 件、令和 7 年度 22 件って、これは同じところに連続して文書を送っているだけでしょうか。

【建築調整課長】

部会長のご質問の内容で行くと、少なくとも同じところに毎年声をかけているということではなくて、違うところに声をかけている。だから、実績的には数件ずつ、蓄積としては件数が上がっていきますけれども、やはりその部分の使用承諾であるとか、後退するに当たっての利用の関係等もありますので、声をかけてそのまま、じゃ、下がりますよということを書いていただける方というのが、やっぱりその年でも違いますけれども、その割合がありますので、それに対して、声をかけた目標が 20 件なんですけれども、必ず 20 件やったら終わりということではなくて、そういう対象が見つかったり、対象として声をかけたほうがいいよというところがあれば件数が増えていきますということで、先ほどおっしゃっていただいたように、声かけ 20 件というところでも実際には 22 件、例えば声をかけましたよとか、そういうところで前後はございます。当然、声をかけるときに直接訪問するところもありますし、文書を送ってというところで、1 回行ったらそれで終わりということではなくて、複数回行ったりして、近くで現場なり調査のときにまたお声かけをするというところで、声かけということでは行っているんで、例えば 20 件、20 回だけしかやっていないということではなくて、そういう蓄積としては行っているんですけども、なかなか自分の財

産に関わったり、無償の使用の承諾を出してくれるというところでちょっと抵抗がある方もいらっしゃるのでは、なかなか、20件声かけた、ただ、20件そのまま工事につながるかというところでは、ちょっと違うところではあるんですけども。

【委員】

ありがとうございます。大体分かりましたけれども、私たち外部評価委員は、区民がこれを見たときにすぐ納得するかという視点で質問しているわけです。区の職員のために質問しているんじゃないで、一般の区民が見たときに妥当かどうかという視点で皆さん質問されていると思います。委員が質問されたように、一番大事なのは、やっぱり全体母数、ほかの課がどうこうというのは確かにありましたけれども、今はできていなくても全体母数の把握はやるべきなんじゃないでしょうかね、まず今後。それが1つ。

それと2つ目は、声かけ20件とあるけれども、声かけは20件じゃ低過ぎると思いますよ。もっと件数を多くしなければ、これが2つです。やったけれどもできなかったというのが評価の対象になりますよね。最初から目標を低くしておいて20件やりましたというのは、評価になるんでしょうか。あくまでも、素人ですからご専門の方に申し上げるのはあれですけども、区民の人にも分かりやすく見える化してほしいんですよ。個別の事情など、いろいろな理由があるのは分かります。ただ、個別の事情を聞いているんじゃないで、区民がこれを見て分かりやすくする努力、それはどういうふうにお考えになるでしょうか。

【建築調整課長】

まず、全体の数の把握というところでのお話の中で、委員おっしゃるように、区民の方々にどのくらいのがどういうふうな形で進めているのかというところの内容のものにつきましては、確かにおっしゃるとおり全数といいますか、どのくらいあるのかというところが分かりやすくなっているに越したことはないと思います。

【委員】

それはお願いします。

【建築調整課長】

ちょっと今後、調査の方法等もございますので、どのような形でそういう件数の把握等ができるのかというところも調べたり、検討はしていきたいと思います。それと、目標の20件というところの件数が少ないのではないかというところのお話でございます。全体の母数の中で20件というところで、まだ把握はしていないので、多いか少ないかというところで、漠然的に言うとな少ないというところのご意見がございましたので、今後の目標の見直しであるとか、その際に件数的に現状の20件というものが適切であるのか、もう少し声かけの件数の内容を精査しながら今後につなげていきたいとは思っています。

【委員】

ありがとうございます。ちょっと言葉が強くなってしまいましたけれども、やっぱり区民から見て、いい質問してくれているなど、区の人からね、そうやって私たちは思われたいから言っているのであって、決して課長に迷惑をかけようとかそういう意味じゃありませんの

で、そこはご理解ください。よろしくお願いします。

【委員】

この細街路の問題というのは本当に、地震災害だとかそういうのを考えたときに大変重要な問題ですので、本当に声かけで実際に行われるのを待つだけではなくて、どんどん積極的に細街路の問題に取り組んでいただきたいと思います。22 件の声かけを行った結果、工事の実施が見込まれるものが 2 件であり、順調に実績を上げているというのは、たった年間 2 件の工事で順調に計画どおりとなるものなのかなと疑問を感じるところでございます。そういうことで、先ほどからもお話が出ておりますけれども、20 件の声かけではなくて、どんどん調査を行って、どういう細街路があるのか、本当に、最初に私、細街路の問題まで含めて言ってしまった感がありますけれども、本当に重要だと捉えていただきたいと思います。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。

私からもなんですけれども、もう計画した後だからあれなんですけれども、声かけというのがちょっと漠然とし過ぎじゃないかと思ひまして、例えば、課長が税の督促を担当される課長で、部下が 20 件払ってくれと言いましたよと言ったら、もうちょっと具体的な、書面を送ったのか、訪問したのか、あと 20 件のうち新規どれぐらいあるのかという話になるかと思うんですが、声かけというと、去年手紙を送ってなしのつぶてだったところに 20 件以上手紙を送ったら、今年は目標達成ということになる感じなので、声かけを、新規顧客訪問とか、そういったちょっと具体的にしたほうがこういった話にならないかと思ひます。ご検討いただければと思ひます。

ほかに何かございますでしょうか。20 から 24 について、ほかに特にご質問ないですか。

【委員】

これもちょっと今の話に関係するんですけれども、24 番で、目標値 6 キロメートルに対して 4.5 キロメートルで 75%、先ほどおっしゃったのが 75%を四捨五入して 8 割、8 割達成しているから計画どおりというロジックでおっしゃったんですけれども、多分ここもほかの課と比べて全然、指標の差も、こういうふうに決めるのであれば、ほかの課の方とも話を聞くなり合意をして、80%だから計画どおりだとか、95%が計画どおりとか、何かそういう指標の目合わせをしたほうがよくて、ほかの課では多分 100%以上で計画どおりとかというふうにしているところもあるんですね。目標達成で計画どおりなんですから、目標未達で計画どおりとする説明には整理が必要ですよね。なので、75%で四捨五入して 8 割で、計画達成というのは一般的に通じないと思うんですよ。なので、今後検討していただければというか、ほかの課とも目合わせをしていただければすごく有り難いかなと思ひました。以上です。

【部会長】

ご回答あれば、お願いします。

【建築調整課長】

委員の皆様、部会長からもいろいろご提案といいますかご指摘のほうをいただきました。どうもありがとうございます。目標であるとかやり方等も、今私どものほうで考えているやり方でこちらのほうの計画書の評価のほうを出させていただいているというところでございます。本日はご意見をいただきましたので、今後、他の部署とも調整、状況等を確認しながら、実績の件数であるとかやり方というところも詰めて、必要な改善というものを進めていきたいとは考えております。どうもありがとうございます。

【部会長】

20 から 24 番について、ほかにご質問のある方はいらっしゃいますか。

では、これで 24 番が終わりましたので、建築調整課長はご退席いただいて大丈夫です。お疲れさまでした。

続いて、25 番から 29 番、道路課長、お願いいたします。

【道路課長】

それでは、25 から 29 番の道路課所管について回答させていただきます。事業としては計画事業 24 の道路の無電柱化整備と計画事業 25①の道路の治水対策です。

まず初めに、道路の無電柱化整備に関する質問に対してご回答いたします。まず、25 番になります。本事業の対象となっている 4 路線以外に無電柱化を進めている箇所や、今後整備を予定している路線があるのか、併せて生活道路など歩行空間の狭い路線への対応を含め、今後の無電柱化の推進方針を伺う、また、無電柱化推進計画の改定に向けた検討状況について伺う、とのことです。

まず、4 路線以外にということですが、新宿区のほうで今、女子医大通りと水野原通り、四谷駅周辺区道、上落中通りの 4 路線で無電柱化を進めております。そのほかの路線で区で実施している路線はございません。なお、再開発事業等がございますので、そういった事業の中で無電柱化等の整備というのは進められている状況です。あと、今後の整備予定路線については現在、無電柱化推進計画の改定作業中でして、今年度改定する予定なんです、その中で新たな路線等は示される予定となっております。

それから、生活道路等の歩行空間の狭い路線への対応というところですけども、そちらに関しては、なかなか新宿区道に関しては幅員が狭いものですから電線共同溝を入れるスペースが課題となっています。基本的には歩道がある路線を中心に選んでいるんですけども、歩道がないところでは、例えば、公開空地を使用したり、沿道に区の施設があれば、その敷地を一部使ったりだとか、そういった工夫をしながら整備を進めている状況になっております。

推進計画の改定についての検討状況については、今年度改定で、今ちょうど候補路線を選定している状況でして、この後、案を固めましてパブリックコメントを実施して、必要な修正を加えまして来年 2 月に改定をする予定となっております。

次に、26 番の質問になります。女子医大通りでは共同溝本体工事を実施している一方で、

進捗率は令和 6 年度、令和 7 年度ともに 20%となっている。工事の進捗状況が進捗率にどのように反映されているかという質問になります。

こちらについては事業進捗率の指標の定義として、まず無電柱化の前の支障移設の完了で 40%、共同溝本体工事で 60%として定めています。ご質問の女子医大通りに関しては、支障移設と共同溝本体工事を同時に今施工しておりまして、それぞれ完了が令和 9 年度を予定しているものですから、令和 9 年度欄にはその進捗率が 60%とさせていただいております。ですので、それまでの令和 6 年から令和 8 年は、まだ支障移設も共同溝本体工事も完了していませんので、その事業の進捗率としましては、共同溝詳細設計が完了したままということで 20%ということになっております。

まずは無電柱化については以上になります。

【部会長】

無電柱化についてご質問がある方はいらっしゃいますか。

【委員】

これも先ほどのお話とかぶるところもあるんですけども、今の定義で行くとずっと 20%が続いてしまって、20%を目標にしているから、当然達成度 100%になってしまうという。ただ、道路は長いと思うので、要は詳細設計が済んでから完了までというところのステータスをもう少し、多分支障移設も終わっている部分とかというのは当然あるでしょうし、当然本体の工事中のところもあるでしょうし、本体の工事がここはこの区間は終わっているとかということも当然あると思うんですよね。こういうふうな定義が昔というか、今でもやっているところはやっていらっしゃるんですけども、もう少し定義を変えたほうが、より客観的に外部からしたら分かりやすいかなと思いました。このままだとずっと達成度 100%でしかないと思うんですよ、来年も達成度 100%確定になりますよね、と思いました。感想になってしまいますけれども。

【道路課長】

ご意見ありがとうございます。なかなか無電柱化に関しては、委員のおっしゃるとおり、進捗が進んではいるんですけども、この指標だと 20%のままになります。ただ、路線ごとの進捗の評価が難しいものですから、一律に線を引くとしたらこういう、今は詳細設計で 10%、支障移設で 40%、委員おっしゃるとおり、もっと細かくはできると思うんですけども、それを 4 路線一律にそれが評価できるかという、なかなか難しいものですから、ここぐらいまでが割と細かいレベルの進捗率の評価とさせていただいています。ですので、今ご心配されているような実際進捗している部分のところについては、例えば備考欄で記載するだとか、そういった分かるようには工夫していきたいなと思っております。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。

【委員】

さっき答えが出たのかな、令和 8 年度 of 取組方針のところですけども、歩行空間の狭

い路線についても整備を検討していきますということですが、検討するものであって全然進捗しないのかなというようなニュアンスですが、具体的にこの 4 路線以外に何か計画したいなものを設けようとするようなことはございませんかね。普通の区民から言うと、本当に電信柱がもう道路にぎっしり並んでいて、上にトランスが載っていて、災害が起きたときには倒れて、それこそ火災の原因にもなるし、本当に危ないというのが率直な意見です。それが大きな道路しか整備されないとすると、やっぱり駄目なのかというのが本音でございますので、ちょっとすみません。

【道路課長】

ご質問ありがとうございます。狭い区道での無電柱化についてのお尋ねですが、これまでの実績ですと、聖母坂通りは歩道は実はない路線なんです、やはり聖母病院があるということで無電柱化の整備をしました。そこについては聖母病院の公開空地进行を歩行空間として使わせていただいたりだとか、あと、あそこは落合第一特別出張所がございますが、その敷地に地上機器を置かせてもらったりだとか、そういった工夫はしております。今後、無電柱化推進計画の改定作業を進めていく中で新たな路線が抽出されるわけなんですけれども、そういった歩道がない路線でやらなければならないということであれば、そういったところを工夫しながら進めていきたいとは考えております。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。

【委員】

手短に。基本的にちょっとイメージが湧かなかったんですが、無電柱化すべきところとしないところ、これは住民から言われてやるのか、言われなくてもやるのか、どちらなんでしょうか。

【道路課長】

無電柱化の進め方については、区のほうでは法に基づいて推進計画を定めて、優先整備路線を決めまして進めております。ただ、その計画を作るに当たってもパブリックコメントをしながら地域の方に伺って決めていく、そんな状況でございます。

【委員】

じゃ、区が推進してということですね。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。

では、27 番以降の道路の治水対策について、説明をお願いします。

【道路課長】

では、27 番の治水対策のご質問になります。浸透性舗装施工後、他事業者工事によって掘り返され、復旧時に元の舗装へ戻されず、アスファルト舗装となっている事例があると聞く。工事後は原則として原状復旧を行うべきと考えるが、区道においてこのような事例を把握しているのか、また、把握している場合、事業者への指導や再発防止に向けた対応を伺う

という質問になります。

まず、道路工事するに当たっては、道路工事業者のほうが道路課の窓口に行きまして、その舗装がどういふ舗装なのかというのを調べに行きます。それを、原則として同じ舗装で復旧してもらわなければいけませんので、その形で自費工事という形でそういった申請書が出されます。その中で、しっかり既存の舗装どおりに復旧するような予定になっていることを区のほうで確認しまして、最後、工事完了後、現場のほうに確認して、確かにその舗装で復旧されているということを確認しております。

ただ、区のほうで道路工事を予定しているような路線、あらかじめ今年度はここの路線をやりますというところで、例えば沿道の建築が入ってガス、水道を掘った場合には、そこで新しい舗装を復旧してもらおうと、また区のほうで掘りますから、そこは仮舗装という形でとどめることがたまにあります。そういった意味では、場合によってはここは復旧されていないんじゃないかみたいなイメージがあるかもしれませんが、基本的には、そこは最後は区が道路舗装をしまして、もともとの舗装に復旧しますので、基本的にはこの質問にあるようなことはないような状況となっております。

それから、28 番の、令和 7 年度は目標 4,200 平米に対し 5,566 平米を整備しているが、評価は計画どおりとされている。目標を大きく上回る実績にもかかわらず、そのような評価をした理由について伺うということです。こちらに関しては目標以上に、5,566 平米を整備したわけなんですけれども、道路工事はどうしても道路の悪いところを中心にやっていくものですから、4,200 平米ぴったりに工事することはございません。例えば交差点から交差点の間だとか、そういった区間を決めてやりますので、今回は比較的道路工事をやった結果こういった数字になったということなので、あくまでも計画どおり、4,200 平米以上に何度も道路工事をして 5,500 平米までやったということではなく、基本的には必要な道路工事をやった結果 5,566 平米だったというような評価をさせていただいています。

最後、29 番の質問です。令和 7 年度の取組方針欄に記載されている、時間 6 ミリを時間 10 ミリとは何を示す数値なのか、また、透水性舗装等 4,200 平米相当の整備目標とどのような関係にあるのか、併せて伺うという質問です。

まず、時間 6 ミリから 10 ミリに変わった経緯ですけれども、こちらに関しては東京都の豪雨対策基本方針に基づいて、令和 7 年度から、これまでは時間 6 ミリの雨水を受け止めるという目標だったんですけれども、令和 7 年度からは 10 ミリの雨水を受け止めるという目標に変更になりましたので、それに合わせて区のほうも整備面積を 4,200 平米に変更していると、そういう状況になります。

説明は以上になります。

【委員】

時間 6 ミリから 10 ミリというのは、新宿区とか東京都に限らず、今の温暖化によって日本全国という感じですか。

【道路課長】

こちらに関しては東京都の豪雨対策基本方針の中に、新宿区ですと神田川の流域の各自治体が集まって、新宿区が幾つ、杉並区で幾つというふうに決められています。それに基づいて4,200平米というのを新宿区は計上しているということになります。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、通番29番まで終わりました。全ての質疑が終わりましたので、道路課長はご退席いただいて大丈夫です。お疲れさまでした。

さっき休憩が短かったですけれども、お時間も皆さん大丈夫ですか。

【部会長】

本日の振り返りだとか整理をしたいと思います。本日のヒアリングを受け、ご意見、ご感想等があればお願いしたいのと、追加質問があれば、この場で出せればお願いしたいと思います。

【委員】

私、さっき申し上げましたけれども、何か全体のイメージとして、一つは、どこもそうだけれども、結局目標に達していない部分は、なかなか近隣とか所有者の了解を得られないとか、そういった外的な要因も併せて答えているけれども、それを除いて、区としては自分たちができる範囲ではこうなりましたというのが分かったと評価がしやすいなとは思いますが、ただ、できていない理由を聞くと、建物が別々でとか、できていない理由がどうしても所有者とかそっちに行ってしまう傾向もあったので、それは分解はできないでしょうけれども、評価するほうとしては、そういうふうに分けてあったらよかったかなみたいな。それは言ったので、あれですけれども。

それともう一つ、これも全体に言いましたけれども、周知啓発、声かけというところが、少し漠然としているように感じました。部会長もおっしゃったように、そこで実際にどういうふうにやっているのかとか、プッシュ型でやっているとは言っていますけれども、なかなかその辺のところが課題かなと思いました。その2つです。

【部会長】

私もなんですけれども、やっぱり同じような感想を持っているのと、区のほうも難しいところがあるかなと若干思うのが、建て替えを進めるに当たって、高齢の単身世帯などでは、仮移転や住環境の変化への対応が難しい場合もありますよね。そういった実現可能性が低いと考えられるケースであっても、区は100%を目指してやらなければいけない件もあったりするのかなとちょっと思うところです。ただ、それを言っていると難しいので、外的な要因というの、さっきの委員のときの東京都の計画が遅れてというのは若干、それは仕方がない部分かと思うんですけれども、相手がいるからという説明が続いてしまうと、何のための計画とか目標だろうというのは、若干あります。なかなかケース・バイ・ケースのところ、一律に何か決めるのは難しいかなというところもあるんですけれども、ただ、それを言ってしまうと、目標を決める意味はというのは確かにあるので、なかなか、私もちょっと今日、

いろいろ意見を聞いていて自分の中でも変わっている感じがいたします。

【委員】

課によって説明の粒度や評価基準に差があるように感じました。例えば、治水対策のほうとかは、要はほかの人が聞いて納得できるか、腹落ちするかだけの問題で、もう一つの声かけの件ですね、だから、同じ土俵で評価していいのかとそもそも思いませんかという。だから、最後の通番 28 だかのあれですけれども、別にこれは計画以上でいいんじゃないのと思うごく思いますよね、というのが感想です。

【委員】

そうですね、私も今おっしゃったように、計画どおりじゃなくて計画以上でいいんじゃないかなとこれに関しては思っていて、逆に、目標の立て方とか実績の示し方とかに各課でばらつきがあるんですね。考え方や全体像の示し方が必ずしもそろっていないように見えるので、それを同じ土俵で評価していいのかというのは本当に疑問に思っていて、今さら論なんですけれども、本当は計画段階のときにもうちょっと基準をそろえていただいて、こういう数値に対してこういうふうに立てていこうみたいな、その最初の段階で少しずれがあるのかなという感覚ですよね。その点で、先ほど皆さんがおっしゃっていた声かけ 20 件という、あれなんかも結局、20 件声をかけて 2 件前向きに行くという感じで、実績がたまった、実績が上がったから計画どおりみたいな記載もあったんですけれども、それって本当に 1 割という、それでいいのかなというのがあるので、これはちょっとここで言うてもしょうがないのかなという感じはしました。ただ、内部評価では計画どおりでも、逆にここでみんなで話し合った結果、これは計画以下ではないかという判定を下せば、それはそれでいいのかなという、この外部評価委員会としてはそういう決定をすればいいだけのことかなと思いました。

【委員】

今の細街路の問題ですけれども、やはりセットバックを待つのみではまちづくりが本当に進んでいけないんじゃないかなと思うんですね。積極的に声をかけていって、それこそ耐震化の問題もありますけれども、区が主体的にまちづくりを推進していく。まちづくりの計画が出されるのを待つのではなくて、区のほうから、こういう状況があるのでこのようにしたらどうでしょうかとか地元と話し合って積極的にやっていかないと本当に進まないなど、私も住民として、30 年前と変わらないなみたいなのが非常にあって、地震が来たらどうするんだろう、一方通行ばかり多い細街路は一向に変わっていないという思いが強いので、いろいろと言ってしまったけれども、今の細街路の問題、ちょっと計画としては不十分に感じました。

【委員】

今日ヒアリング、私たち 3 年目ですけれども、毎年事務局に要望して出席者に依頼をして、改善してもらっていますけれども、今日はどの課も課長でしたよね。さっき委員が言われたような課ごとのばらつきは、部全体で事前に見ていたら、同じように感じるころがあ

ったのかなと思いますね。例えば、今日だったら都市計画部全体で確認するとか、そういう視点があれば、基準や説明の粒度がもう少しそろわないでしょうか。所管課単位で作成すると、どうしても所管内の説明に寄りやすいところはあると思うので、もうちょっと横断的に見たら、例えば防災都市づくり課と建築調整課の説明の具体性や指標の粒度に差があるなと思うところも、出席したからどうこうというより、何か擦り合わせしたら改善できたんじゃないかと思っていますけれども。

【委員】

参考までですけれども、内部評価シートをPDFでもらいまして、前回の質問ピックアップのときの、こういう質問をしましょうよという資料をもらって、それを確認する中で、AIも使ってみたんですね。既に挙がっている質問以外で、内部評価シートを見たときに、ほかに確認すべき論点がないかというのを洗い出してみました。

その上で、会議で聞いたほうがいいもの、事情を踏まえると質問まではしなくていいもの、そういう整理をして、今回、追加質問として出せそうなものを選んだということです。

論点の漏れがないかを確認するために使ったという感じなんですけれども、多分これは聞いてもいい質問だということでリストに加えていただいたと思うんです。そもそもは、AIを使いましょうとかというのを去年やったと思うんですけれども、部全体で見るという話もありましたけれども、AIをうまく使えば、論点整理とか確認の精度を高めることにはつながるのかなと思いました。

【委員】

AIも使ったんですか。

【委員】

そうです。

【委員】

だから、別に都市計画部長を呼んでくれという指定じゃなくて、もうちょっと高い目線で見られるようにしたら、これはほかの、私たちは第1部会だけれども、第2部会でも第3部会でも同じかもしれませんね。所管課単位だと、なかなか全体比較の視点が入りにくい場合があるので。

【委員】

昨年の課題で、AIをもっと使いましょう、書類作成とか文書作成に使いましょうと言って、実際に使ってみると、論点漏れの確認など、資料の精度向上に活用できる余地があるのかなという感想でした。

【委員】

でも、この資料、評価シートは多分、庁内でも一定の確認はされているんじゃないかなと思うので、単に出席者の職位を変えれば解決するという話でもないですね。資料として外に出す以上、どこかで確認はされているはずなので。

【委員】

だから、組織として気づける仕組みになっているかどうかというところ。

【委員】

それはあると思うんですね。まして自己評価になると、どうしても中位に寄りやすい面はありますよね。これくらいでいいか、みたいなのは人間誰でもあると思うので、出席者を変えるだけでは十分でない可能性があるかなと思います。確かにA Iは違った視点を持っていると思いますけれども。

【委員】

そうですね。仮に部全体で確認していたとしても、細かい事業内容になると、やはり所管の説明が必要になる場合もあると思います。なので、誰が出るかということだけではなくて、事前にどういう観点で確認するかということが大事なのかなと思います。

【委員】

でも、外部の視点だからこそ気づける点もあると思うんですね。内部だけだと、なかなか気づきにくいところもあるんじゃないですか。

【委員】

いや、逆にこうやって、内部では気づきにくい場合があると思うんですけれども、長くその業務に関わっていると、もう日常がそうなので、恐らく当たり前に見えてしまうんですよね。外から見ると気になることでも、内部では見えにくくなることって人間あると思うんですよ。だから、最初はおかしいなと思っていたことでも、だんだん、そんなものかなみたいに、なじんでしまうことはあるのかなと。

【部会長】

当たり前が多くなると説明が省略されやすくなりますよね、相手も知っているだろうと思ってしまう。

【委員】

そう、省いて。

【部会長】

多分、部全体で確認していたとしても、確認の過程でいろいろなやり取りがあったのかもしれないし、前の計画や前任の段階から引き継いでいる部分もあると思いますので、そこだけで何かを決めるのは難しいところもありますよね。

【委員】

私が言いたいのは、基準をそろえる努力をしてほしいということです。都市計画部長を呼べばというよりは、部全体とか庁内横断の視点で、評価基準や説明の粒度を合わせていかないと、所管課単位だけでは難しいところもあるのかなと、今日は感じました。ほかの部は違うかもしれませんけれども。

【部会長】

説明や資料の仕上がりには差があることは感じました。ただ、多分、それは個人の問題というより、確認体制や評価基準の問題として整理したほうがいいのかなと思います。

【委員】

それを変えろと言っているんじゃないで、そう感じませんでしたか。あとは、計画どおりにしないで、自己評価をより厳格に行って、目標に届かなかった場合は、そう評価するところがあってもいいかなと。毎年見ても、内部評価では計画どおりに寄りやすい印象があります。自己評価をより厳格に行う余地があると思って、自分で厳しく評価するところがあっても別にいいじゃないですか、目標を立てて努力した上で、計画ができなかったと認めてもね。内部評価を厳しくしにくい事情があるのかもしれませんが、その辺のことですね。もうちょっと内部評価にばらつきがあってもいいかなと。だから、私たちはばらつきをもっとつけたいと思いますけれども。

【委員】

これは評価が3段階というのも問題だと思います。評価が3段階ですよ、全て。計画以下、計画以上、それ以外はもう全部計画どおりみたいになってしまうので、どうしても計画どおりを選びがちで、先ほど委員がおっしゃったように、これは計画以上でいいんじゃないかと思っても、評価が中位に集まりやすい傾向があるのではないかと思うんです。恐らくまあいいか、計画どおり、何かみんなもうそこに集めるという、そういう傾向があると思うんです。だから、それを言うんだったら、この計画どおりの一つの中に、もうちょっと細かく分散する、例えば、うまく私も思い浮かばないですけども、計画どおりの中でも本当に計画どおりできているのか、一歩及ばなかったとか、計画どおりだけれども、それよりもうちょっと上まで行っているのかとか、何かちょっと計画どおりの中を少し評価を分ければ、もうちょっと見える化になるのかなとは思っています。とにかくこの3段階というのは厳しい気がします。

【委員】

テーマ別評価は4つですよ、計画事業だけは3つだけれども。

【部会長】

大体3つだと真ん中になって、人事評価でも4段階でやると大体上から2つ目に8割ぐらい、やっぱり人間、大体一緒でして、評価区分が少ないと中位に集まりやすいというのはあるのかなと思います。あと、内部評価という仕組み上、どうしても厳しい評価を示しにくい面もあるのではないかと思います。例えば、取組として努力している部分がある一方で、結果として目標に届かなかった場合に、その評価をどう表すかというのは難しいところもあると思いますし、逆に、厳しくし過ぎると現場の受け止めにも影響しかねないので、ちょっとやっぱり、制度としてどう整理するかというところはあるのかなと。

【委員】

今日、委員がおっしゃったA Iというのはすごくヒントになって、委員がA Iを使われたことを区のほうにも共有されたら、次回以降、区のほうでも事前確認に活用できるかもしれませんね。

【部会長】

始まる前に委員と話したんですけれども、私も論文を書いたら、ちょっとA Iに変なところがないか教えてとか、日本語がおかしくないかなとか、そういう確認をすることがあります。そういう時代になってきているので、A Iで一度確認してから出すというのも、だんだん普通になっていくのかなと、ちょっと思います。

【委員】

ただ、そうすると、A Iの活用にも限界はありますので、最終的には人が確認する必要がありますよね、究極のところでは。A Iが正しいとは限らないから、そこは難しいところですね。事務局の方はどう思われましたか。

【事務局】

確かに、テーマ別評価は4段階、計画事業評価は3段階、また経常事業評価は2段階と、それぞれ異なる評価区分が用いられています。こうした評価方法は、新宿区が長年にわたり行政評価制度を運用していく中で、その時々の方や制度の見直しを経て現在の形となっているものです。一方で、本日いただいたように、評価区分や指標の設定、また評価理由の示し方については、外部から見た分かりやすさという観点も重要だと受け止めています。いただいたご意見は、今後の行政評価制度の運用や資料作成の参考としてまいります。

【部会長】

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

それでは、意見交換はこれで終了ということで、本日の議事はこれで終了となります。最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務局】

それでは、事務連絡をいたします。次回、現地視察が8月6日木曜日14時から、若葉・須賀町地区、四谷第六小学校ということで実施を予定しています。詳細は先日メールでご案内したとおりですので、ご確認をいただきますようお願いいたします。

現地視察後に実施する取りまとめ会の日程ですが、第1回が8月21日、第2回が8月25日、それぞれ14時から本庁舎6階の第4委員会室で予定しています。取りまとめ会は2回予定していますけれども、第1回で取りまとめが終わったら第2回目は中止となりますので、あらかじめご了承ください。

次に、評価作業についてですが、先ほどご案内した取りまとめ会までに委員の皆様は個人で評価作業をお願いいたします。評価欄には評価結果のほかに、評価を選択した理由、こちらにも必ずご記入をお願いします。今後の取組の方向性に対するご意見だったり、その他のご意見、ご感想という記入欄もありますので、何かお気づきの点がある場合はそちらにご記入をお願いします。外部評価チェックシートにつきましては、本日この会議終了後に皆様にエクセルデータでメールでお送りいたします。また、提出締切を8月12日水曜日までというふうにさせていただきたいと思います。メールにも明記いたしますが、提出方法はメールまたは紙でということなんです、可能であれば電子データでご提出いただけると有り難いです。

事務連絡は以上となります。

【部会長】

ありがとうございました。それでは閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会>